

## 第12回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 事項書

令和4年7月11日

601 特別委員会室

1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の改正について

2 その他

<配付資料>

資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例第3条（政治倫理規準）の改正に

向けた正副座長案の方向性について

## 三重県議会議員の政治倫理に関する条例 第3条（政治倫理規準）の改正に向けた正副座長案の方向性について

現行条文（第3条）	素案（第8回会議で提示）	会派の意見	正副座長案の方向性
	<p><u>二 人権侵害行為(差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例第2条第3号の人権侵害行為をいう。以下この号において同じ。)又は人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。</u></p>	<p><b>【A案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会議設置の経緯や、昨年度の「議員自らの人権意識の更なる高揚を図り、人権が尊重される三重を先導するための決議」の中で「賛同表明」の文言が記載されたことや、社会情勢の変化も勘案し、<b>素案のとおりとする</b></li> </ul> <p><b>【B案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「賛成の意見の表明」という行為は、「扇動」や「助長」に含まれる</li> <li>・解釈が分かれたり判断が難しい部分にあって触ることは得策ではない</li> <li>・<b>「第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明」の部分を削除する</b></li> </ul>	<p>検討結果項目で政治倫理規準に人権侵害を入れる決定を行ったことに伴う具体的な条文の検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年5月18日度の決議において「本県議会議員によるインターネット上で県民に対するプライバシーの侵害や、<b>誹謗中傷及び差別表現への賛同表明等の事案が発生した</b>」との記述があり、特にこのことを踏まえ、<b>素案のとおりとする。(A案)</b></li> <li>・「賛成の意見の表明」の判断に迷う場合は、条例前文や第2条（責務）の趣旨を踏まえて審査会で慎重に議論するなどの対応が想定できる。</li> </ul>
<p><u>六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</u></p>	<p><u>七 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力をを利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</u></p>	<p><b>【A案】</b></p> <p>故意だけでなく、結果的に影響を及ぼした場合など対象を故意に限定せず幅広に規定するべき</p> <p>※案 「…その権限又はその地位による影響を及ぼすことにより…」</p> <p><b>【B案】</b></p> <p>幅広ではなく故意に限定して明確に規定するべきであり、<b>素案のとおりとする</b></p>	<p>法制執務上の観点から、現行条文の「影響力を及ぼす」の文言についての検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員間協議の結果、意見が分かれているが、現行条文の「影響力」との表現を尊重するとともに、法制執務上の観点から<b>素案のとおりとする。(B案)</b></li> </ul>